

作成例（令和5年7月〇日被災、令和6年4月〇日
症状固定の場合）

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	年 月 日生	補償の種類	黄色着色の箇所は記入必須
-------------------	--------	-------	--------------

1 平均給与額算定内訳 …… 給与期間中の給与改定の有無 ☒ 有 ☐ 無
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与
（通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額）

給与期間	令和5年4月1日から 令和5年4月30日まで	令和5年5月1日から 令和5年5月31日まで	令和5年6月1日から 令和5年6月30日まで	計	備考
総日数	30 日	31 日	30 日	91 日	※出勤簿等に勤務した日数が分かるように整理してください。
勤務した日数	20 日	23 日	22 日	65 日	
控除日数					
給与	給料	200,000 円	200,000 円	200,000 円	※給与が遡及して改定された場合は、遡及後の額を用いて算定してください。
	扶養手当	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
	地域手当	0 円	0 円	0 円	
	住居手当	27,000 円	27,000 円	27,000 円	
	通勤手当	2,500 円	2,500 円	2,500 円	
	時間外勤務手当	10,303 円	8,000 円	1,600 円	
	宿日直手当	0 円	0 円	0 円	
	特殊勤務手当(月額)	12,000 円	12,000 円	12,000 円	
	特殊勤務手当(日額)	300 円	0 円	300 円	
				0 円	
計		262,103 円	259,500 円	253,400 円	775,003 円

(A) 法第2条第4項本文による金額

(給与総額) (総日数) ※円未満端数3桁まで記入

775,003 円 ÷ 91 = 8,516円516 (イ)

寒冷地手当

〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕

円 × 5 ÷ 365 = 円 (ロ)

(イ) + (ロ) = 8,516円516

(B) 法第2条第4項ただし書による金額

〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額〕

(勤務した日数)

※円未満端数3桁まで記入

20,503 円 ÷ 65 × $\frac{60}{100}$ = 189円258 (ハ)

(その他の給与の総額) (総日数)

754,500 円 ÷ 91 = 8,291円208 (ニ)

(ロ) + (ハ) + (ニ) = 8480円466

(C) 法第2条第6項による金額（同条第4項本文計算）

(寒冷地手当の額) $\left[\frac{\text{〔控除日の属する月の給与の月額〕} \times 5}{365} + \frac{\text{〔その月の総日数〕}}{\text{〔控除日数〕}} \right] \times \text{〔減額された給与の額〕}$

(C) 控除日がある場合に記入

※円未満端数3桁まで記入

円 (ホ)

(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 (ヘ)

(ホ) + (ヘ) = 円 (ト)

(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)

$\left[\frac{\text{〔寒冷地手当の額〕} \times 5}{365} \times \text{〔総日数〕} \right] + \text{〔給与総額〕} - \text{〔ト〕} = \text{円 銭}$

日 - 日

(C') 法第2条第6項による金額（同条第4項ただし書計算）

〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額（控除日に支払われたものを除く）〕 $\left[\frac{\text{〔勤務した日数〕}}{\text{〔控除日を除く〕}} \right]$

(C') 控除日がある場合に記入

※円未満端数3桁まで記入

円 ÷ $\frac{60}{100}$ = 円 (チ)

(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)

$\left[\frac{\text{〔寒冷地手当の額〕} \times 5}{365} \times \text{〔総日数〕} \right] + \text{〔その他の給与の総額〕} - \text{〔ホ〕} = \text{円 銭}$

(総日数) (控除日数)

日 - 日

(チ) + (リ) = 円

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額)		(給日数)		(D) 次のいずれかに該当する場合に記入。給与を受けない期間が過去3か月間の全日数にわたる場合、控除日が過去3か月間の全日数にわたる場合、採用の日の属する月に災害を受けた場合	
円 ÷		=		円 銭	
①災害発生日 (年 月 日) に おける基本的給与の月額		②補償事由発生日 (令和6 年 4 月 〇 日) に おける基本的給与の月額			
職給料表 級 号給		行政 職給料表 1 級 23 号給			
給 料 円		給 料 210,000 円			
扶 養 手 当 円		扶 養 手 当 10,000 円			
地 域 手 当 円		地 域 手 当 円			
特 地 勤 務 手 当 又 は 円		特 地 勤 務 手 当 又 は 円			
へ き 地 勤 務 手 当 円		へ き 地 勤 務 手 当 円			
計 円		計 220,000 円			
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		(E) 採用の日の属する月に災害を受けた場合に記入		※円未満端数3桁まで記入	
円 ÷ 30		=		円	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		※円未満端数3桁まで記入			
220,000 円 ÷ 30		=		7,333円333	
(G) 規則第3条第4項による金額		(G) 災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合に記入			
災害発生日を補償事由発生日とみなして (F) の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		※円未満端数3桁まで記入			
円 ÷ 30		=		円 (ヌ)	
(ヌ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E) のうち最も高い金額 (ル)		円 (ル)			
円 銭 ×		補償実施の手引参照 「スライド率早見表」		= 円	
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして (E) の例により計算した額 (基本的給与の月額②)		(H) 離職後に補償事由が発生した場合に記入		
	円 ÷ 30		= 円		
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額				
	災害発生日を補償事由発生日とみなして (F) の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		(I) 離職後の補償事由が発生し、災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合に記入		
	円 ÷ 30		= 円 (ヲ)		
(ヲ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E) のうち最も高い金額 (ワ)		円 (ワ)			
円 銭 ×		=		円	
(J) (H) (I) 以外の金額		円			
(K) 規則第3条第7項による金額		(K) 年金以外の場合に記入		補償実施の手引 「最低保証額早見表」参照 円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額		(L) 年金たる補償又は休業補償 (療養開始後1年6か月経過後の場合) に記入			
法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢		(年金を支給する年度の4月1日における年齢) 歳			
最高限度額 補償実施の手引 「最低最高限度額早見表」参照 円		最低限度額 補償実施の手引 「最低最高限度額早見表」参照 円		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 有 無	
2 平均給与額		8,517 円 (A) による金額 (円未満切上)			
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。					
年 月 日		名 称 所 在 地 長 の 職 ・ 氏 名			
所属部局の					

〔注意事項〕 別紙参照。

別紙

〔注意事項（２号紙）〕

- 1 請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 「１ 平均給与額算定内訳」の「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。
- 3 「１ 平均給与額算定内訳」の「控除日数」には、１日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」に記入すること。
 - （１） 傷病の療養のため勤務することができなかった場合
 - （２） 出産予定日の６週間前（多胎妊娠の場合にあつては、１４週間）から出産後８週間以内において勤務しなかった場合
 - （３） 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合
 - （４） 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合
 - （５） 地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人）の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合
 - （６） 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合
 - （７） 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合
 - （８） 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合
- 4 「１ 平均給与額算定内訳」の「給与」のうち「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。
- 5 （Ａ）欄の「寒冷地手当」は、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去１年間に支給を受けたときに限り記入すること。
- 6 ①欄及び②欄の「地域手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理職手当の月額に対する地域手当の月額は含まないこと。
- 7 地方公務員災害補償法施行令（昭和４２年政令第２７４号）第１条に規定する給与が日額で定められている職員に係る①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に次に掲げる区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。
 - （１） 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。） 21
 - （２） 第２土曜日及び第４土曜日を休日としている地方公共団体等 23
 - （３） （１）及び（２）以外の地方公共団体等 25
- 8 （Ｇ）欄及び（Ｉ）欄の「（総務大臣が定める率）」は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和４２年自治省令第２７号）第３条第４項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。なお、（Ｇ）欄及び（Ｉ）欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和６０年４月１日前にあるときは、同日における基本的給与の月額となること。
- 9 （Ｋ）欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。
- 10 （Ｌ）欄は、年金たる補償及び休業補償（療養を開始して１年６月を経過している場合に限る。）を請求する場合に記入すること。
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和６２年法律第７８号）第３条に規定する派遣職員にあつては、「１ 平均給与額算定内訳（災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去３月間の給与）」には、派遣等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去３月間の給与を、（Ａ）欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第５条第２項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和６２年自治省令第３１号。以下「省令」という。）第１条第１項の規定による金額を、（Ｊ）欄には省令第１条第３項による金額のうち最も高い金額を、（Ｋ）欄には省令第２条の規定による金額を、（Ｌ）欄には省令第４条又は第５条の規定による金額を記入し、省令第１条第３項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。
- 12 平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないこと。

※給与改定「有」の場合は、改定前に出力された給与明細上で時間外勤務手当の額（給与改定後の額）を確認できないため、下記例のとおり、①給与改定後の時間外勤務手当の単価、②給与改定後の時間外勤務手当の支給額（単価ごとの内訳を含む）を作成し、あわせて提出してください。（任意様式）

時間外勤務手当の単価（給与改定後）

125/100単価

$$\begin{array}{rcl} 200,000 & \times & 12 \\ \hline 38.75 & \times & 52 \end{array} \times 1.25 = 1,600$$

135/100単価

$$\begin{array}{rcl} 200,000 & \times & 12 \\ \hline 38.75 & \times & 52 \end{array} \times 1.35 = 1,728$$

150/100単価

$$\begin{array}{rcl} 200,000 & \times & 12 \\ \hline 38.75 & \times & 52 \end{array} \times 1.5 = 1,919$$

	125/100		135/100		150/100		計
	時間数	支給額	時間数	支給額	時間数	支給額	
R5.4	2	3,200	3	5,184	1	1,919	10,303
R5.5	5	8,000	0	0	0	0	8,000
R5.6	1	1,600	0	0	0	0	1,600
							19,903